豊田市就学援助費事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済 的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助をすることにより義 務教育の円滑な実施に資するため、豊田市が行う援助(以下「就学援助」という。)につい て必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

- 第2条 就学援助の支給対象となる者は、豊田市立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者で豊田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定する者。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の規定による要保護者(以下「要保護者」という。)
 - (2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者(以下「準要保護者」という。)
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止となった者
 - イ 児童生徒と生計を一つにする世帯全員の前年所得金額の合計額が、豊田市が決める基準(生活保護基準の1.3倍)に満たない者(算定方法は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書に準ずるものとする。)
 - ウ 前各号の他、前年所得では判定できない特別な理由により保護者の生活状態が極めて 悪いと認められる者

(費目及び支給額)

- 第3条 要保護者及び準要保護者として認定された者に対し、次の費目(就学予定者への支給は(6)に限る。)を予算の範囲内で支給することとし、支給額は、毎年度教育委員会が定める。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には、(1)から(3)及び(8)の費目、同法第12条の規定による生活扶助受給者には(6)の費目について支給しない。
 - (1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)の 購入費

- (2) 校外活動費
 - ア 宿泊を伴わないもの

児童又は生徒が、原則として学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

イ 宿泊を伴うもの

児童又は生徒が、原則として学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(3) 通学費

指定校通学者(特別支援学級入級を要する児童又は生徒で指定校に特別支援学級がない ため学区外就学する者を除く。)が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合 の交通費

(4) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者が修学旅行に要するその他経費として、均一に負担する集合写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金

(5) 自然教室費

自然教室に参加した児童又は生徒の保護者が、自然教室に要する経費として負担する経費で、教育委員会が認めたもの

(6) 新入学児童生徒学用品費等

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き)の購入費

(7) 医療費

学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担する額

(8) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(9)海外派遣費

豊田市中学生海外派遣に必要な、参加生徒の保護者が個人で負担することとなる経費 (パスポート取得費、昼食代、ユニフォーム作成費、事前の行程にないオプションの経費 等)で、教育委員会が認めたもの

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、教育委員会が指定する「就学援助申請書」(以下「申請書」という。)に、証明書類等を添え、教育委員会へ提出するものとする。

(認定)

- 第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときはその内容を審査し、認定の 可否を決定する。
- 2 認定の際には、教育委員会は、必要に応じ民生児童委員や社会福祉事務所の長の意見を求めることができる。

(認定の通知)

第6条 教育委員会は、認定終了後、保護者及び校長にその結果を通知する。

(支給方法)

- 第7条 就学援助費の支給は、教育委員会が、金銭又は現物で行うものとする。
- 2 前項のほか、校長が認定者から受領等について委任を受ける場合、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で直接支給する。

(支給の時期)

第8条 就学援助費の支給の時期は、おおむね次によるものとする。

(1) 学用品費等

1期分 7月

2期分 12月

3期分 3月

(2) 校外活動費

前期実施分12月、後期実施分3月

(3) 通学費

1期分7月2期分12月

3期分 3月

(4) 修学旅行費

春期実施分9月、秋期実施分1月

7月又は入学年度開始前の1月

(5) 自然教室費

前期実施分12月、後期実施分3月

(6) 新入学児童生徒学用品費等

ただし、入学年度開始前の支給は希望した者に限る。

(7) 医療費

現物支給

(8) 学校給食費

現物支給

(9)海外派遣費

1 2 月

(年度途中の認定及び廃止)

第9条 転入学者若しくは災害等により年度途中において要保護者及び準要保護者の認定を 必要とする者については、第4条、第5条及び第6条の例により、その都度速やかに追加認 定を行うものとする。

また、年度途中において転出又は死亡等により就学援助を必要としなくなった場合は、認 定を廃止するものとする。

(補助機関)

- 第10条 支給事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校 長は次の事務を行うものとする。
- (1) 校長は、教育委員会からの支給額決定通知書に基づき就学援助費を支給する。
- (2)校長は、支給事務が完了したときは、振込金受取書又は保護者の領収書を教育委員会へ 提出し、その確認を受ける。
- (3)教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、校長が行う支給事務について必要に応じて検査を行う。

(関係書類の整理)

第11条 教育委員会(教育委員会の補助機関としての校長を含む。)は、関係書類を整理保存する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

- この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年10月1日から施行する。